

森林整備委託業務及び保安林整備委託業務の発注に係る最低制限価格の設定について

(令和8年5月28日 農森第421号)

森林整備委託業務及び保安林整備委託業務の発注に係る最低制限価格の設定については、「沖縄県農林水産部が発注する建設に係る委託業務の最低制限価格設定要領 第4条第2項第7号」に基づき設定する。ただし、同要領に基づき算出した割合が92%を超える場合は、92%とする。